

▽**使用料の減免を受けようとする場合は、事前登録と利用申請の時に減免に該当することの確認できるものの提示が必要です。**

(1) 使用料を免除できる場合

- ・町または町の機関が共催する事業を行う団体が利用する場合
- ・町内の小、中学校が学校教育活動として利用する場合
- ・障がい者とその介護者が利用する場合（障がい者1人につき介護者2人以内）
※利用申請時に障がい者に現に付き添って介護をしている者である旨の申出が必要

(2) 使用料を5割減額できる場合

- ・町内在住の65歳以上の方または主に町内の65歳以上の方により構成される団体が利用する場合
- ・町内在住の小、中学生または主に町内の小、中学生により構成される団体が利用する場合

(3) 前項のほか、町長が認める特別な事由がある場合は、使用料を減額し、または免除することができる